

# 入札説明書

1. 発注者 社会福祉法人ないえ福祉会 理事長 林 裕章

## 2. 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量
  - ア 名称 物品（防災型自家発電装置）の購入
  - イ 数量 入札説明書及び仕様書による
- (2) 契約の目的の仕様書等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和元年9月20日
- (4) 納入場所  
別紙仕様書のとおり

## 3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 国・地方公共団体の物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (3) 迅速なアフターサービス・メンテナンスを可能にするため、空知管内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (4) 当該物品に関し、使用を満たす製品の供給が可能であること。

## 4. 入札の参加申請

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて令和元年5月17日（金）午後4時までに提出しなければならない。なお、申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出方法は、持参によることとし、他の方法によるものは受け付けないものとする。

- (1) 入札参加資格申請書（様式1）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 商業登記簿謄本

## 5. 入札参加資格の審査

- (1) 入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 入札参加申込期間 令和元年5月8日（水）～5月17日（金）午後4時まで
  - イ 申請の方法 申請書等を提出しなければならない。
  - ウ 申請書類の提出先 〒079-0303 空知郡奈井江町字東奈井江77番地  
障がい者支援施設ないえ 庶務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に連絡する。

6. 入札説明会

入札説明会は行わない。

7. 告示期間 令和元年5月8日(水)～令和元年5月17日(金)まで

8. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 空知郡奈井江町字東奈井江 77 番地  
障がい者支援施設ないえ ゆここむ作業棟
- (2) 入札日時 令和元年 6 月 5 日 (水) 午前 10 時 00 分  
※受付は同日の午前 9 時 45 分～10 時 00 分
- (3) 開札場所 (1) に同じ
- (4) 開札日時 (2) に同じ

9. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10. 入札及び契約に関する事務を担当するものの名称と所在地

- (1) 名 称 障がい者支援施設 ないえ
- (2) 場 所 〒079-0303 空知郡奈井江町字東奈井江77番地  
電話 0125-65-5301 F A X 0125-65-5215  
ホームページアドレス <http://www.naiefukushikai.or.jp>

11. 入札説明書等の配付等

- (1) 入札説明書などの資料は、次のとおり配付する。
  - ・インターネットにて、当施設のホームページよりダウンロードしてください。
  - ・当ホームページよりダウンロードできない方については、F A X しますので連絡をくださるようお願い申し上げます。

12. 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

### 13. 入札方法等

入札回数は原則として3回までとする。入札書の提出時に入札金額内訳書（任意様式）を提出するものとする。

- （1）入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- （2）代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- （3）入札書記載金額は、消費税抜きの金額とする。
- （4）入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。

### 14. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- （2）入札書の記載金額を加除訂正した入札
- （3）入札書に記名押印がない入札
- （4）1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- （5）代理人が2以上の者の代理人をしてした入札
- （6）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- （7）無権代理人がした入札
- （8）その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- （9）錯誤等による入札

### 15. 落札者の決定の方法

- （1）有効な入札を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とする。
- （2）落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### 16. 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札価格に達しない場合は、最低価格者との話し合いを希望する。